

議案第 5 4 号	三田市遊技場等の建築規制に関する条例並びに三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について
環境衛生課	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p><b>【関係法令】</b>  風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項（用語の定義）</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三田市遊技場等の建築規制に関する条例  （定義）第 2 条第 1 号 ぱちんこ屋  改正前 第 2 条第 1 項第 7 号  改正後 第 2 条第 1 項第 4 号  第 2 条第 2 号 ゲームセンター  改正前 第 2 条第 1 項第 8 号  改正後 第 2 条第 1 項第 5 号</li> <li>・ 三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例  （定義）第 1 条第 3 号 風俗営業  改正前 第 2 条第 1 項（第 7 号及び第 8 号を除く。）  改正後 第 2 条第 1 項（第 4 号及び第 5 号を除く。）</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p>